

《運営規程に定めておかなければならない重要事項》

【障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第171号)】第204条に基づく。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 利用定員
- ⑤ 指定就労継続支援(B型)の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の額
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービス利用にあたっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- ⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑫ その他運営に関する重要事項
 - ※都として参考を示している事項
 - ・従業者の研修について
 - ・個人情報保護関係
 - ・運営規程に定める事項以外の取り決め。
- ⑬ 附則
 - 当該事業の施行日・・・事業開始の日

あしたば作業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桂会が開設するあしたば作業所(以下「作業所」という。)が行う指定就労継続支援(B型)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、作業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定就労継続支援(B型)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定就労継続支援(B型)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 あしたば作業所
- 二 所在地 東京都小平市鈴木町二丁目187番地3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 作業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤)
管理者は、作業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス管理責任者 1名(常勤)
管理責任者は、指定就労継続支援(B型)計画の作成の業務のほか、作業所に対する指定就労継続支援(B型)の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。
- 三 職業指導員 1名(常勤 1名)
職業指導員は、適切な就労移行支援の提供を行う。
- 四 生活支援員 6名(常勤 1名、0非常勤 5名)
生活支援員は、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 作業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日・土曜日・日曜日及び12月29日から1月4日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定就労継続支援(B型)の利用定員)

第6条 利用定員は20名とする。

(指定就労継続支援(B型)の内容及び利用者から受領する費用等について)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定就労継続支援(B型)を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定就労継続支援(B型)が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

一 指定就労継続支援

就労の機会の提供

生産活動の機会の提供

就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供

職場実習の実施、受入先の確保

公共職業安定所での求職登録等、求職活動の支援

適正や要望に応じた職場開拓

職場定着を促進するための職業生活における相談等の支援の継続

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用については利用者から徴収する。

一 食事の提供に要する費用として厚生労働大臣が定める額

二 日用品費

三 その他指定就労継続支援(B型)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要とされるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる。

3 前項の費用及びその他、利用者等から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、小平市の区域とする。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者が指定就労継続支援(B型)を受ける際、利用者側が留意すべき事項。

利用上のルール、設備等に関する留意事項。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者等は、指定就労継続支援(B型)を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行う。

(事業の主たる対象者)

第12条 事業の主たる対象者とする障害の種類を特に限定しない。

(虐待の防止のための措置)

第13条 指定就労継続支援(B型)事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

(その他運営についての重要事項)

第14条 指定就労継続支援(B型)事業所は、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と作業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。